

1 穀類乾燥調製貯蔵施設（CE）・乾燥調製施設

1 事業の内容

穀類乾燥調製貯蔵施設（CE）
乾燥調製施設

2 事業実施主体

市町、農業協同組合、農業公社、農事組
合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、
その他農業者の組織する団体等



3 事業採択要件

受益農家及び事業参加者が、原則として5戸以上
産地構造改革計画及び経営改革計画が策定され、農林事務所長が受理していること
面積要件

事業対象作物の作付面積は、おおむね次に掲げる規模以上であること

土地利用型作物 稲・・・50ha、麦・・・30ha、大豆・・・20ha
(中山間地域等 稲・・・10ha、大豆・・・10ha)

主要農作物種子 指定種子生産ほ場の面積 稲・・・25ha、麦・・・15ha、大豆・・・5ha
(中山間地域等 稲・・・10ha)

原則として、総事業費5千万円以上。上限事業費は、穀物乾燥調製貯蔵施設の場合、米：
計画処理量1tにつき245千円（2千t未満の場合は315千円）、麦：計画処理量1tに
つき450千円。乾燥調製施設の場合、計画処理量1tにつき450千円。

4 補助率

事業費の1/2以内または1/3以内

5 達成すべき成果目標基準（主なもの）

採択は成果目標と現況値からなる配分基準等に応じて得られるポイントの高い順。
配分基準は事業内容ごとに設定された中から2つまで選択する。

（成果目標の例）

労働時間を稲10%以上削減、麦3%以上削減、大豆7%以上削減、種子10%以上削減
物財費を稲1%以上削減、麦3%以上削減、大豆6%以上削減
小売店等への直接販売又は外食向け等契約栽培等の取扱量を稲10%以上増加

< 問い合わせ先 >

静岡県 農林事務所（ 課） 電話： - - 、FAX： - -

静岡県経済産業部茶業農産課水田農業班 電話：054-221-3249、FAX：054-221-2299

詳細については<問い合わせ先>にお問い合わせください。